運転経歴証明書の交付を受ける方へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

★「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！

★ **シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば**、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます**。

シールの使い方

1. シールの署名欄に、油性ペンで、運転経歴証明書に記載されている**氏名を記入**してください。

2. お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。

   ※ 運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。

3. バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>

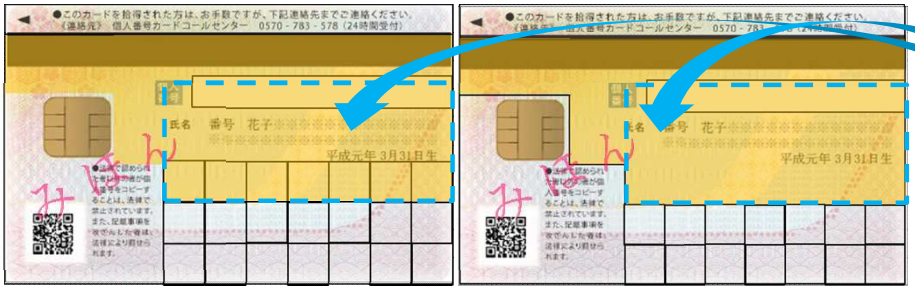

ケースのマス目が３列であれば、
１列目以上の黄色部分に、２列であれば、
マス目より上の黄色部分に貼ります。

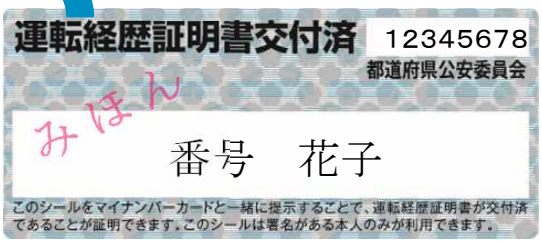

注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

お問合せ先
千葉県警察千葉運転免許センター（電話番号：０４３－２７４－２０００）
千葉県警察流山運転免許センター（電話番号：０４－７１４７－２０００）